

平成28年度 事務事業点検シート

事務事業名	公平委員会運営事業	新規/継続	継続事業	整理番号	4005001000 - 001		
		分割/統合					
関連予算科目	会計	一般会計	事業の分割/統合の内容				
	款	総務費		事業所管課	公平委員会事務局		
	項	総務管理費		連絡先	(078)918-5041		
	目	公平委員会費		自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 26 年度
	事業	公平委員会運営事業		根拠法令・要綱等	地方公務員法、明石市公平委員会設置条例等		
施策分野			実施方法	直営	○	補助・助成	その他
個別計画				委託		指定管理	

事業の目的・目標	目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）				
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務条件 ・職員に対する不利益処分・職員の勤務条件に関して、当局により適当な措置が執られるべきことを要求する措置要求に対して、公平かつ適正な審査を行う。 ・不利益処分についての不服申立てに対して公正かつ適正な審査を行う。 ・以上により人事行政の公正を図る。 				
	成果指標				
	指標名	考え方・定義・式	目標年次	単位	目標値
	措置要求の件数	措置要求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。		件	
	不服申立ての件数	不服申立てに関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。		件	
事業内容	<p>(1) 勤務条件に関する措置要求の審査 ・H26 0件 H27 0件 H28 0件(平成28年7月現在)</p> <p>(2) 不利益処分についての不服申立てに関する審査 ・H26 0件 H27 0件 H28 1件(平成28年7月現在)</p> <p>(3) 勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談 ・H26 0件 H27 0件 H28 0件(平成28年7月現在)</p> <p>(4) 登録団体の登録(役員改選、規約の変更等の承認) ・H25～H27 5団体</p> <p>(5) 公平委員会規則の制定・改廃(管理職員等の範囲を定めるを含む)</p> <p>(6) 各公平委員会連合会等の総会・事務研究会への出席(各2回) ・全国公平委員会連合会 H26 延4名、H27 延4名、H28(予定) 延4名 ・全国公平委員会連合会近畿支部 H26 延4名、H27 延4名、H28(予定) 延3名 ・兵庫県公平委員会連合会 H26 延4名、H27 延4名、H28(予定) 延6名(理事会1回含む。) ・播淡地区公平委員会連合会 H26 延4名、H27 延3名、H28(予定) 延14名(役員会2回含む。)</p>				
	※委員会の開催 H26 3回、H27 3回、H28 3回(平成28年7月現在)				

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				28年度人員配置(人)		
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源			
26決算	2,040	3,280	5,320	0	0	0	5,320			
27当初予算	2,106	3,280	5,386	0	0	0	5,386	正規	0.40	アルバイト 0.00
27決算	1,710	3,280	4,990	0	0	0	4,990	再任用	0.00	その他 0.00
28当初予算	1,891	3,280	5,171	0	0	0	5,171	任期付	0.00	合計 0.40

27年度決算事業費明細	区分(節)	内容	金額	28年度当初予算事業費明細	区分(節)	内容	金額
	報酬	公平委員会委員報酬	1,368		報酬	公平委員会委員報酬	1,468
旅費	各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費	238	旅費	各公平委員会連合会の総会、事務研究会への出席旅費	280		
需用費	図書など	4	需用費	図書など	31		
使用料及び賃借料	口頭審理会場使用料	0	使用料及び賃借料	口頭審理会場使用料	12		
負担金補助及び交付金	各公平委員会連合会の負担金	100	負担金補助及び交付金	各公平委員会連合会の負担金	100		
合計			1,710	合計			1,891

平成28年度 事務事業点検シート

整理番号	4005001000-001	事務事業名	公平委員会運営事業
------	----------------	-------	-----------

事業の成果	指標名	考え方・定義・式			26年度	27年度	28年度見込み
		目標年次	単位	目標値			
	措置要求の件数	措置要求に関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。			0	0	0
			件				
	不服申立ての件数	不服申立てに関して公平審査することで、公正な人事権の行使と職員の権利利益の保護が図れる。			0	0	1
			件				
指標で表せない成果							
人事行政の公平性を保障することで、市職員が安心して職務に専念することができる。							

事業の評価・今後の方向性	観点（満たしていない観点に「×」）					
	不可欠性	市が実施する必要性	有効性	金額の妥当性	公平性	優先性・緊急性
現状の課題・今後の事業展開方針等						
公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権を保障するために設置された機関として、①職員に対する不利益処分に関する不服申立ての審査 ②勤務条件に関する措置要求の審査 ③職員の苦情相談の処理などを行い、職員が意欲をもって安心して職務に専念できるよう、公平性を保ち、求められる役割を果たしていく。						